



2016年2月15日

各 位

会 社 名 鳥居薬品株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 高木 正一郎
(コード番号 4551 東証第一部)
問 合 せ 先 経営企画部 (TEL 03-3231-6814)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2016年3月24日開催予定の第124回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が2015年5月1日に施行され、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されました。これに伴い、新たに責任限定契約を締結できることとなる業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第26条(社外取締役との責任限定契約)及び第35条(社外監査役との責任限定契約)の規定の一部を変更するものであります。

なお、現行定款第26条の変更に关しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2016年3月24日(予定)
定款変更の効力発生日	2016年3月24日(予定)

以 上

(別紙)

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(<u>社外取締役との責任限定契約</u>)</p> <p>第 26 条 当社は、<u>社外取締役との間で</u>、当該<u>社外取締役</u>の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p> <p>第 27 条～第 34 条 (条文省略)</p> <p>(<u>社外監査役との責任限定契約</u>)</p> <p>第 35 条 当社は、<u>社外監査役との間で</u>、当該<u>社外監査役</u>の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p>	<p>(<u>取締役との責任限定契約</u>)</p> <p>第 26 条 当社は、<u>取締役 (業務執行取締役等であるものを除く)</u>との間で、当該<u>取締役</u>の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p> <p>第 27 条～第 34 条 (現行のとおり)</p> <p>(<u>監査役との責任限定契約</u>)</p> <p>第 35 条 当社は、<u>監査役との間で</u>、当該<u>監査役</u>の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p>